

現金払い専用当座勘定払戻請求書の取扱開始と当座勘定規定の改定について

平素は百五銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では「手形・小切手機能の全面的な電子化」にともない、2026年1月5日付で下記のとおり「現金払い専用当座勘定払戻請求書」による当座勘定からの現金払戻しの取扱いを開始いたしますので、ご案内申しあげます。

また、取扱開始にあたり当座勘定規定を改定いたしますので、何とぞご理解賜りますようお願い申しあげます。

当行では、今後も金融サービスの向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申しあげます。

記

現金払い専用当座勘定払戻請求書について

1冊50枚綴りの冊子（当座勘定出金帳）で発行し、発行手数料として1冊2,200円（税込）を申し受けます。

ご利用には申込書の提出が必要となります。詳しくは口座開設店へご相談ください。

取扱開始日

2026年1月5日（月）

なお、本件の開始にともない、手形帳・小切手帳の発行は原則として、1回あたり1冊とさせていただきます。

ご利用方法

現金払い専用当座勘定払戻請求書に所定事項（口座番号、金額、おなまえ）を記入し、届出印を押印のうえ窓口へご提出ください。

【留意事項】

- ・口座開設店において、当座預金者ご本人による現金払戻しに限りご利用いただけます。
- ・第三者への交付や譲渡はできません。
- ・払戻しの際は、口座番号が確認できる「当座勘定出金帳（冊子）」等をご持参ください。
- ・当座勘定出金帳（冊子）の交付には、所定の手数料を頂戴いたします。
- ・銀行所定の本人確認資料のご提示をお願いする場合がございます。
- ・利用を解除される際は、銀行までお申し出ください。

なお、未使用分については、お客さまご自身の責任において破棄してください。

改定する規定

①当座勘定規定

②当座勘定規定（家庭小切手口用）

※当座勘定の新規取扱いは停止しております。

改定内容

①当座勘定規定の改定内容は以下のとおりです。

改定前	改定後
第7条（手形・小切手の支払） (1) (2) 省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条（手形・小切手の支払等） (1) (2) 省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当行所定の払戻請求書（以下、払戻請求書という。）</u> を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>
第8条（手形、小切手用紙） (1)～(4) 省略 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6) (7) (記載省略)	第8条（手形、小切手用紙等） (1)～(4) 省略 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求 <u>または</u> <u>払戻請求書の交付請求</u> があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6) (7) (記載省略)
第12条（手数料等の引落し） (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その	第12条（手数料等の引落し） (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その

<p>他これに類する債券が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>他これに類する債券が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) (3) 省略</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) (3) 省略</p>

※下線部分が改定箇所

②当座勘定規定（家庭小切手口用）の改定内容は以下のとおりです。

改定前	改定後
<p>第7条（手形・小切手の支払）</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形・小切手の支払等）</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手または<u>当行所定の払戻請求書</u>（以下、<u>払戻請求書</u>という。）を使用してください。</p> <p>(5) 前項の払戻しに<u>払戻請求書</u>を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当</p>

	行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
第8条（手形、小切手用紙） （1）～（4）省略 （5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 （6）（7）省略	第8条（手形、小切手用紙等） （1）～（4）省略 （5）手形用紙、小切手用紙の請求または払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 （6）（7）省略
第12条（手数料等の引落し） （1）当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債券が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （2）省略	第12条（手数料等の引落し） （1）当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債券が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （2）省略
第16条（印鑑照合等） （1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 （2）（3）省略	第16条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 （2）（3）省略

※下線部分が改定箇所

以上